

平成27年第1回野田市総合教育会議議事録

- ◇日 時 平成27年5月27日（水）午前11時開会 午前11時30分閉会
- ◇場 所 野田市市役所 低層棟4階 委員会室
- ◇出席者 根本崇野田市長 東條三枝子教育長 高橋保教育委員 伊藤稔教育委員
飯田芳彦教育委員 永瀬大教育委員
- ◇出席職員 釜田正雄生涯学習部長 杉山一男生涯学習部次長（兼）教育総務課長 横島司社
会体育課長 上原定夫青少年課長 相島一美文化センター長 寺田幸生興風図書館長
長谷川昌男学校教育部長 桑原辰夫学校教育部次長（兼）指導課長 長妻
美孝参事（兼）学校教育課長

◇議事日程

- (1) 開 会
- (2) 市長挨拶
- (3) 教育長挨拶
- (4) 委員紹介
- (5) 議 事
説明事項 総合教育会議について
議案第1号 総合教育会議の協議題について
議案第2号 総合教育会議の今後の予定について
議案第3号 大綱の策定方法について
その他
- (6) 閉 会

<杉山教育総務課長>

本日は、お忙しい中ご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます教育総務課の杉山と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会議を始めます前に、本日の会議資料について確認させていただきます。お手元にお配りしました、まず1番目、会議次第、議案第1号から第3号、資料1、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）、資料2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）、資料3、総合教育会議について、資料4、行政改革大綱（抜粋）、資料5、参考法令、資料6、市長の事務を委任する規則、野田市教育委員会行政組織規則、資料7、平成27年度教育委員会基本方針、以上7点になります。

資料に不備等がございましたら、お申しつけくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議につきまして申し上げます。総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定により、個人の秘密を保つ必要があると認められるとき、または会議の公正さが害されるおそれがあると認められるとき、そのほか、公益上必要があると認められるときを除いては、公開することとされております。したがって、本日、この会議につきましては、市民の皆様には周知するため、市報及び市ホームページに開催予定を掲載してございます。

会議の傍聴は、会議資料をご覧いただきながら行い、傍聴できる人数は先着15名とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議は、議事録作成のため録音機を使用させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。

会議資料及び議事録は、市役所及び関係支所の行政資料コーナーに配置し、閲覧できるようにしますとともに、またホームページ上で公開しますので、よろしくお願いいたします。

ここで、出席者についてご報告いたします。本日の会議に出席されているのは、根本市長、東條教育長、高橋教育委員、伊藤教育委員、飯田教育委員、永瀬教育委員でございます。

次に、傍聴者の報告をさせていただきます。本日の会議には、11人からの傍聴の申し込みがありましたので、これから入室していただきます。また、審議途中で傍聴希望があった場合には入室していただくこととなりますので、ご了承願います。

なお、本日、報道各社から申し入れがありまして、千葉テレビから録画をさせていただきたいとのこと、それから報道各社、5社から写真撮影の申し込みがありましたので、そちらを許可しております。会議の冒頭部分において録画並びに撮影をさせていただきますので、皆様、よろしくご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

では、これより、平成27年度第1回野田市総合教育会議を開会いたします。

初めに、野田市長、根本崇よりご挨拶申し上げます。

<議長：根本市長>

おはようございます。

お忙しい中、皆さん方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

記念すべき第1回目の総合教育会議というのを、今日開かせていただくということになりました。極めて重要な案件でございます。ここで何を議論するのかということ、それから、具体的にどういう形で、その提案をさせていただくのかという点につきまして、皆さ

ん方とお諮りをさせていただきたいというふうに考えております。

私、個人的には、実は今回の地教行法の改正については、いかがなものかなというふう
に思っておるところがあります。具体的に申し上げれば、政治にかかわる人間が教育の中
身にかかわるべきではないというのが私の基本的な考え方でございます。その点について、
実は行政改革大綱を定めるに当たりまして、委員会のほうにその点についてもお話をさせ
ていただき、行政改革大綱の中で考え方等についてもまとめさせてきていただいております。

具体的に申し上げれば、法律で書いてあることについては問題ないのではないだろうか
と。さらに申し上げれば、改めて通達が出ておるでしょうと、こんな話もあります。初等
中等教育局長の通知の中で、この中で協議題とすべきでない事項という中で、政治的中立
の要請が高いとされる事項という形が書いてあります。

具体的に言いますと、すべきでない事項の中で、教科書採択や個別の教職員人事、こう
いうことがすべきでない事項という形で書いてあります。しかしながら、そのことにつ
きまして、教科書採択の方針、教職員人事の基準については、予算等の首長の権限にか
かわらない事項であり、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられるとい
うふうに書いてございます。

そこで協議をしてしまいますと、恐らく今度は、教育長の任命形態も変わってきてお
ります。したがって、その教育長以下の職員が、ここにおける首長の意向というのを付
度してしまうということも当然あり得るだろうと。そういうことになってはいけないとい
うことで、協議をする事項について限定をさせていただきたいと。こんなことで、実は議
案をつくらせていただいております。

皆様方にご審議いただく中で、今後の方向性を定めていきたいと思っておりますので、よろ
しくお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

<杉山教育総務課長>

ありがとうございました。

続きまして、野田市教育委員会教育長、東條三枝子よりご挨拶申し上げます。

<東條教育長>

皆様、改めましてこんにちは。

私は、新教育委員会制度におきます教育長として、3月議会において市長から、議会の
同意を得て任命をされました。

本日は、新しい制度として、第1回の総合教育会議が市長の招集により開催されたところ
でございます。本制度が期待するところは、首長と教育委員会が協議・調整することによ
り、両者が政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になることだとさ
れております。

本日この場におきまして、相互に十分協議をすることにより、教育行政の振興に寄与し
てまいりたいというふうに考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いい申し上げます。

<杉山教育総務課長>

ありがとうございました。

引き続き委員の紹介を行います。

それぞれご自身で自己紹介をお願いしたいと思っております。

高橋委員からお願いいたします。

<高橋委員>

教育長職務代理者に指名されました高橋保といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

<杉山教育総務課長>

次に、伊藤委員、お願いいたします。

<伊藤委員>

野田市教育委員の伊藤稔です。よろしくお願いいたします。

<杉山教育総務課長>

次に、飯田委員、お願いいたします。

<飯田委員>

教育委員会教育委員の飯田でございます。よろしくお願いいたします。

<杉山教育総務課長>

次に、永瀬委員、お願いいたします。

<永瀬委員>

同じく教育委員の永瀬大でございます。よろしくお願いいたします。

<杉山教育総務課長>

ありがとうございました。

それでは、これより議題に入りますが、当会議の議長につきましては市長にお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

<議長：根本市長>

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に、法改正によりまして総合教育会議が設置され、初めての会議でございますので、総合教育会議について事務局から説明をお願いいたします。

なお、事務局につきましては、挨拶の中で申し上げた行政改革大綱の考え方に基づいて教育委員会事務局を置くことといたしまして、市長の事務を委任する規則を改正しております。

それでは、事務局、お願いいたします。

<事務局>

事務局から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、設置された総合教育会議についてご説明申し上げます。

資料として、文部科学省が作成した概要版、資料1でございます。それと、地教行法の抜粋、資料2、それから、その内容を少しまとめたもの、資料3、総合教育会議について配付してございます。

まず、資料3に基づきまして、説明させていただきたいと思っております。

総合教育会議は、地教行法の改正により、全ての自治体に設置されました。総合教育会議は首長が招集し、構成員は首長と教育委員会となります。

所掌事務は、教育行政の大綱の策定に関する協議、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策に関する協議。児童・生徒等の生命、身体の保護等、緊急に講ずべき措置であります。

このほか、会議は公開すること、議事録を作成し公表するように努めることが法で定められています。

法に定めのあるもののほか、運営に関して必要な事項は総合教育会議が定めるとされております。

以上が、簡単でございますが、総合教育会議の説明でございます。

<議長：根本市長>

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問はございませんでしょうか。

特に無いようでしたら、議事に入らせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議案第1号 総合教育会議の協議題について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案第1号 総合教育会議における協議題についてご説明を申し上げます。

野田市の総合教育会議において、市長から協議調整を申し入れることができる事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定により設置する総合教育会議は、法第1条の3第2項の規定による大綱の策定に関する協議及び第1条の4第1項各号に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する事務の調整を行うこととされているが、野田市においては、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するため、これらの規定に定めるもののほか、市長から協議・調整を申し出ることができる事項は、法22条の規定される市長の権限に関わる事項に限定するものとするものとしております。

総合教育会議における協議題については、資料5の中に文部科学省初等中等教育局長通知を表にまとめたものを掲載させていただいております。そちらをまずご覧になってみてください。

協議題として想定される事項と協議題とすべきでない事項がございますが、すべきでない事項の中、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については協議題とすべきでないとしながらも、一方で、教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、予算等の首長の権限に関わらない事項で調整の対象にはならないものの、協議することは考えられるものであるとしています。これにより、事実上、教科書採択等についても首長の意向が働く可能性があります。これを防ぐために、総合教育会議において、市長から調整・協議を申し出ることができる事項を限定するものとしております。

具体的に協議題とする事項として、(1)から(4)を列挙させていただいております。

以上で、議案第1号の説明を終了いたします。

<議長：根本市長>

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

高橋委員。

<高橋委員>

今、議案第1号の提案の中に、野田市においては教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するため、これらの規定に定めるもののほか、市長から協議・調整を申し出ることができる事項は、法第22条に規定される市長の権限に関わる事項に限定するものとするというふうにならざるを得ないわけではございますが、これについては、教育行政の一端にかかわる者として、大変好ましいことだ、政治的中立性という非常に難しい問題から考えて、非常に好ましいことだというふうには思っているところでございます。

実際にこういうふうな姿勢を、他の市町村、あるいは都市になるかもしれませんが、あるいは県にもなるかもしれませんが、そういう規定をかけているところ、そういったところ

は、どういうふうな状況になっているのでしょうか。わかれば教えていただけますでしょうか。

<議長：根本市長>

お願いします。

<事務局>

私どもが聞き取り、あるいはインターネット上で調査をいろいろかけさせていただいております。現状といたしまして、ここまで市長の権限を縛って当たろうとしている自治体は、今のところ、私どもでは見つけられておりません。

ただし、少し質問のご趣旨から外れるかもしれませんが、例えば、やはり同じ仕組みの構築の中で、総合教育会議の事務局、これは本来、市長部局に置くということになっております。ただ、特例的な措置として、教育委員会に置くことができるような話になっておまして、近隣10市、流山、柏、我孫子、松戸、鎌ヶ谷、市川、船橋、習志野、八千代、浦安を調べましたところ、野田市のほかに、それぞれの自治体の事情はあるにしても、教育委員会に事務局を置いているのは野田市と八千代市でございました。一応そういうような実態もあったということだけ報告させていただきます。

<高橋委員>

ありがとうございました。

<議長：根本市長>

その他、いかがでございましょうか。

伊藤委員。

<伊藤委員>

協議題について説明がありまして、市長さんからのいろんな提案がある程度制限されるということですがけれども、具体的に、逆に教育委員会のほうから協議題として提案できるものというのは、具体的にはどういうものになるのでしょうか。よろしくをお願いします。

<議長：根本市長>

答弁をお願いします。

<事務局>

事務局から回答いたします。

教育委員会から提案できる協議題につきましては、地教行法第1条の4第4項に、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対して協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる」と規定されております。

以上でございます。

<議長：根本市長>

具体的に、議案の第1号でいったときに、どこの規定になりますか。

<事務局>

いじめの関連とか、それから教育委員会の事務に関する所掌事項であれば、教育委員会側から提案することは可能でございます。

<議長：根本市長>

ここに掲げている事項については、協議題にすることができるということですが、それは、当然、教育委員会のほうからも申し入れることができますという話になるという解釈でいいのでしょうか。

<事務局>

はい。

<議長：根本市長>

よろしいでしょうか。

<伊藤委員>

議題1の協議題とする事項の(1)から(4)まで。はい、わかりました。

<議長：根本市長>

その他、いかがでしょうか。

特にご質問等がございませんようでしたら、この提案のとおりを決してよろしいでしょうか。

<全委員>

(異議なし)

<議長：根本市長>

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議案第2号の総合教育会議の今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

事務局からご説明申し上げます。

27年度の予定でございますが、27年度中に大綱の策定をお願いしたいと考えております。その際、手続といたしまして、野田市パブリックコメント手続条例第3条の定めにより、大綱案をパブリックコメント手続に付する必要があります。そのため、大綱の策定に関しては、お出しいたしましたスケジュール案のとおり、策定作業を進めたいと考えております。

なお、8月の予定に内規の策定とありますが、総合教育会議の運営につきましては、地教行法第1条の4第9項に、同項に定めがあることのほかのことにつきましては総合教育会議が定めるとされていることから、28年度以降の年間の開催時期や運営に必要な事項を規定した内規を策定したいと考えております。

現在、他市の事例を調べるなどして、案を作成中でございまして、今回ご協議いただき調整した事項も踏まえて、次回の総合教育会議において案を提案させていただけたらと考えております。

以上で議案第2号の説明を終了いたします。

<議長：根本市長>

議案第2号について、今後のスケジュール等についての説明をさせていただきました。いかがでございでしょうか、ご質問、ご意見があったらお受けいたしたいと思っております。

特にございませんか。

特にございませんようでしたら、お諮りいたしたいと思っておりますが、議案第2号について、総合教育会議の今後の予定につきましては原案のとおりさせていただきたいと思っております。よろしいですか。

<全委員>

(異議なし)

<議長：根本市長>

ありがとうございました。

続きまして、議案第3号に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

事務局から説明を申し上げます。

先ほど、スケジュールについてご承認いただきました大綱の策定でございますが、大綱につきましても、その策定は地教行法第1条の3第1項により、首長の専権事項とされております。教育行政に対する意図的な政治の関与が強まる可能性が出てまいります。

さらに、文科省の通知によりますと、首長の交代により新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興計画などと大きく異なるときは、新たな大綱に即して当該計画を変更することが望ましいとされております。首長の交代のたびに、教育の目標や施策に変更が生じる可能性が出てまいります。教育行政の継続性・安定性が損なわれる危険性も考えられます。

このため、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するために、大綱については教育委員会が策定する基本方針に沿って定めることとします。

以上、議案第3号の説明を終了いたします。

<議長：根本市長>

説明は以上でございます。

質疑に入りたいと思います。いかがでございましょうか。できるだけ教育委員会の意向に沿った形で教育行政を進めさせていただきたいと、こういう趣旨でございますが、特にご意見ございませんか。

ご意見がございませんようでしたら、原案のとおり、大綱については教育委員会が策定する基本方針に沿って定めることとさせていただきます。

<全委員>

(異議なし)

<議長：根本市長>

本日の議事は、これで全て終了いたしました。

議案以外に、せっかくの機会でございますので、皆さんからご質問、ご意見等があればいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

特にございませんか。

ございませんようでしたら、事務局のほうは何かありますか。

<事務局>

事務局からでございますが、先ほどスケジュールを提案させていただきました。次回の予定でございますが、8月に第2回総合教育会議を開催したいと考えております。日程の調整は後でさせていただきます。その際には、本日ご調整いただいたスケジュールに基づき、会議の運営方法を規定した内規案と大綱の素案を提出したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

<議長：根本市長>

以上のスケジュールでやらせていただくということですので、よろしいですね。

それでは、以上をもちまして、第1回の総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。